

【hashfollow（ハッシュフォロー）利用規定】

保守契約書記載の契約者（以下「契約者」）は、保守会社丁（以下「当社」）から hashfollow（ハッシュフォロー）（以下「本サービス」）の提供を受ける際に、以下に定める規定（以下「本規定」）を同意したうえで申し込むものとします。

第1条（定義）

本規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下のとおりとします。

本申込書：保守契約書

本契約：契約者が本規定を承諾したうえで提出した本申込書による契約

システムの稼働：本サービスアカウントを取得し、稼働情報設定が「開始」の状態

第2条（本サービス利用契約の成立）

本サービス利用契約は、当社が本申込書を受領した時点をもって、成立するものとします。

前項の規定に関わらず、契約者による本サービスの利用は、当社が契約者から本申込書を受領した日の属する月の翌月1日から開始できるものとする。

第3条（取扱いの基準）

（1）契約者は自己の責任において本サービスを利用するものとし、当社は、当社の責めに帰すべき事由以外は、いかなる場合においても責任を負うことはありません。

（2）当社は本規定を契約者の承諾なく変更することがあり、その場合、契約者は変更後の規定に従うものとします。なお、当社が本規定を変更するときは、あらかじめ、当社ウェブ・サイトにおける掲示、Eメールによるご担当者への通知など、当社が適切と認める方法により、契約者の知り得る状態に置くための措置を講じるものとします。

（3）本サービスは、Instagram 自体のサービスの提供ではありません。したがって、契約者は、Instagram の規約等を遵守の上、自己の責任において Instagram をご利用下さい。また、Instagram 側の事情により本サービスが利用できなくなった場合においても、本契約に影響は及ぼしません。

（4）本サービスは Instagram を操作するために契約者の Instagram ユーザー名とパスワードを必要としますが、これらの情報が第三者に譲渡されることはありません。

第4条（効果保証等）

当社は、契約者が本サービスを利用することによって期待されるフォロワー、いいね、コメント数等、いかなる効果の保証も致しません。また、永続的またはエラーのない運用を約束することはできません。

第5条（免責）

当社は、契約者が本サービスを利用することによって発生する店舗経営上のいかなる影響に対しても責任を負わないものとします。また、スパム、偽物、対話のないユーザからのアクセス等の対処（リムーブ・ブロックするなど）は契約者自身で行って下さい。

第6条（本サービス利用料）

本サービスの初月利用料は無料となります。2か月目以降は本申込書所定の利用料が発生いたします。

第7条（システムの稼働）

本サービスに基づくシステムの稼働は、契約者にて設定することが可能ですが、不稼働であっても利用料の返金には応じることは出来ません。

第8条（有効期間）

本サービスの有効期間は原則保守契約期間と同一となり、保守契約期間満了後は割引サービスなく本サービスをご利用いただくことができます。

第9条（解約）

本サービス利用期間中に、契約者が当社に対し解約の旨を書面で通知した場合は、その時点をもって本サービスの解約となります。なお、毎月20日までに当社に届いた解約書面を当月の受付とし、翌月末での解約となります。

第10条（協議）

本規定に定めのない事項（ただし保守約款に定めのある事項は当該保守約款に従う）又は本規定の各条項に疑義が生じた場合には、契約者と当社は誠実に協議し円満に解決を図るものとします。

以上

2022年12月1日確定版